

利用料金表について

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と利用時間に応じて異なります。）

ア) 要介護度及び利用時間による利用料金

○要介護 1～5

< 7時間以上8時間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	8,940 円	9,890 円	10,860 円	11,830 円	12,780 円
2. うち、介護保険から給付される金額	8,046 円	8,901 円	9,774 円	10,647 円	11,502 円
3. サービス利用に係る自己負担額	894 円	989 円	1,086 円	1,183 円	1,278 円

< 6時間以上7時間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,900 円	8,760 円	9,600 円	10,420 円	11,270 円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,110 円	7,884 円	8,640 円	9,378 円	10,143 円
3. サービス利用に係る自己負担額	790 円	876 円	960 円	1,042 円	1,127 円

< 5時間以上6時間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,710 円	8,540 円	9,360 円	10,160 円	10,990 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,939 円	7,686 円	8,424 円	9,144 円	9,891 円
3. サービス利用に係る自己負担額	771 円	854 円	936 円	1,016 円	1,099 円

< 4時間以上5時間未満の場合 >

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	5,150 円	5,660 円	6,180 円	6,690 円	7,200 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,635 円	5,094 円	5,562 円	6,021 円	6,480 円
3. サービス利用に係る自己負担額	515 円	566 円	618 円	669 円	720 円

< 3時間以上4時間未満の場合 >

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,910 円	5,410 円	5,890 円	6,390 円	6,880 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,419 円	4,869 円	5,301 円	5,751 円	6,192 円
3. サービス利用に係る自己負担額	491 円	541 円	589 円	639 円	688 円

○要支援1～2

< 7時間以上8時間未満の場合 >

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,730 円	8,640 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,957 円	7,776 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	773 円	864 円

< 6時間以上7時間未満の場合 >

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,840 円	7,620 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,156 円	6,858 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	684 円	762 円

＜5時間以上6時間未満の場合＞

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,670 円	7,430 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,003 円	6,687 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	667 円	743 円

＜4時間以上5時間未満の場合＞

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,490 円	4,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,041 円	4,482 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	449 円	498 円

＜3時間以上4時間未満の場合＞

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,290 円	4,760 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,861 円	4,284 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	429 円	476 円

イ) サービス内容による加算・減算

以下のサービスは介護報酬の加算対象となっています。厚生労働省の定める基準に従い施設が整えているサービスの提供体制にかかる加算を以下の通り負担いただきます。

① ・入浴介助加算Ⅰ：1日につき 40円

入浴介助を適切に行いことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う。

・入浴介助加算Ⅱ：1日につき 55円

医師等が居宅を訪問・評価・環境整備への助言。環境を踏まえたうえで入浴計画を作成し、その計画に基づき個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う。

② ・生活機能向上連携加算Ⅰ：1月につき 100円

ICTの活用等により、外部のリハ専門職等が事業所を訪問せずに、利用者の状況を把握・助言し、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成する。

・生活機能向上連携加算Ⅱ：1月につき 200円

外部のリハ専門職等が利用者宅を訪問して、生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成する。

③ ・個別機能訓練加算Ⅰ：1日につき 27円

イ、サービス提供時間を通じて、1日120分以上専従の機能訓練指導員を1以上配置し、実施すること。

ロ、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること

ハ、開始時及び3月に1回以上利用者に個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していること

・個別機能訓練加算Ⅱ：1月につき 20円

加算Ⅰに加えて個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること。

④ ・ADL維持等加算Ⅰ：1月につき 30円

利用者の総数が10人以上で、Barthel Index を利用開始時、6月目に評価し、厚生労働省に提出しており、ADL利得が1以上向上していること。

・ADL維持等加算Ⅱ：1月につき 60円

利用者の総数が10人以上で、Barthel Index を利用開始時、6月目に評価し、厚生労働省に提出しており、ADL利得が3以上向上していること。

⑤ 若年性認知症利用者受入加算：1日につき 60円

18歳から64歳で認知症を発症した利用者に対して、指定(介護予防)認知症対応型通所介護を行った場合に加算する。

⑥ 栄養アセスメント加算：1月につき 50円

当該事業所の従業者、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

⑦ ・栄養改善加算：1回につき(月2回を限度) 200円

低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者

の低栄養状態の改善等を目的として個別に実施されている栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上にすると認められるサービスを行った場合に加算する。

イ、管理栄養士を1名以上配置していること

ロ、栄養士など各職種が共同して栄養ケア計画を作成していること

ハ、栄養ケア計画に基づき管理栄養士等が、栄養改善サービスを提供しており利用者の栄養状態を定期的に記録していること

ニ、利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること

ホ、必要に応じて居宅を訪問すること

⑧ ・口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ：1回につき 20円

イ、当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ロ、当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 の両方に適合すること。

・口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ：1回につき 5円

加算Ⅰのイ、ロどちらかに適合すること。

⑨ ・口腔機能向上加算Ⅰ：1回につき(月2回を限度) 150円

口腔機能が低下している利用者またはそのおそれがある者に対して、口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持・向上に資すると認められる場合に加算する。

イ、言語聴覚士・歯科衛生士または看護職員を1名以上配置していること

ロ、各職種が共同して計画書を作成していること

ハ、栄養状態を定期的に記録していること

ニ、進捗状況を定期的に評価していること

・口腔機能向上加算Ⅱ：1回につき(月2回を限度) 160円

口腔機能向上加算Ⅰの取り組みに加えて、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

⑩ 科学的介護推進体制加算：1月につき 40円

イ、入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ、サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

⑪・サービス提供体制強化加算Ⅰ：1回につき 22円

介護職員のうち介護福祉士の占める割合が70%以上又は、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合に加算する。

・サービス提供体制強化加算Ⅱ：1回につき 18円

介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上である場合に加算する。

・サービス提供体制強化加算Ⅲ：1回につき 6円

介護職員のうち介護福祉士の占める割合が40%以上又は、勤続年数7年以上の介護福祉士が30%以上である場合に加算する。

⑫・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数にサービス別加算率18.1%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位数にサービス別加算率17.4%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）：所定単位数にサービス別加算率15.0%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）：所定単位数にサービス別加算率12.2%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)：所定単位数にサービス別加算率15.8%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)：所定単位数にサービス別加算率15.3%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)：所定単位数にサービス別加算率15.1%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(4)：所定単位数にサービス別加算率14.6%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)：所定単位数にサービス別加算率13.0%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)：所定単位数にサービス別加算率12.3%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)：所定単位数にサービス別加算率11.9%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(8)：所定単位数にサービス別加算率12.7%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)：所定単位数にサービス別加算率11.2%を

乗じた単位数を算定。

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）：所定単位数にサービス別加算率 9.6%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）：所定単位数にサービス別加算率 9.9%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（12）：所定単位数にサービス別加算率 8.9%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）：所定単位数にサービス別加算率 8.8%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）：所定単位数にサービス別加算率 6.5%を乗じた単位数を算定。（1月につき）

※ 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数。

⑬ 送迎サービスを実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合など）は片道につき、47円減額します。

※1 「サービス利用時間」及び要介護度に基づく利用料金は国で定められた基準です。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※2 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、通所介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づく介護給付体系により計算されています。

※3 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方は、その減額割合に応じて減額した料金とします。

※4 ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、予想される介護度に応じたサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。ケアプラン策定の済んでいない方の場合等も償還払いとなりますが、償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※5 イ) サービス内容による加算・減算 の中で、現在 入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ、サービス体制強化加算（Ⅱ）、科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算（Ⅰ）又は

(Ⅱ)、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 以外は体制が整っておらず、加算対象となっておりません。体制が整い加算対象となった場合には厚生労働省の定める基準に従いご負担を頂くこととなります。その場合には事前にご通知します。

※6上記のア)及びイ)から算出した額の1割、2割又は3割がご利用者の自己負担額となります。介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」が2割となっている方は上記の2倍、3割となっている方は上記の3倍の負担額となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 利用者の食事等の提供

ご利用者の栄養状態に適した食事等を提供します。

利用料金：1回あたり700円 昼食代644円+間食代56円

※キャンセルは、前日までにお申し出ください。当日10時以降のキャンセルの場合は食費をいただきます。

② 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

③ 区分支給限度基準額を超えるサービス

区分支給限度基準額を超えるサービスを利用された場合、サービス費用は全額自己負担になります。その自己負担額は、介護保険法に基づくサービス利用料を全額ご負担いただく事になります。

※ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と事由について、一月前には文書で連絡します。

(3) 複写物の交付(契約書第11条4)

ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分の金額をご負担いただきます。

利用料金：1枚あたり白黒コピー10円・カラーコピー40円